⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00 P.M. (noon) 23 January 2017 (tenders bring with 12 : 00 P.M. (noon) 23 January 2017 or submitted by mail 12 : 00 P.M. (noon) 23 January 2017)

⑹　Contact point for tender documentation : The Contract Division, Kyusyu Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 2―10―7, Hakataeki-Higashi, Hakata-ku, Fukuoka-shi, 812―0013, Japan, TEL 092 (471) 6331 EX. 2527

別表１　本入札手続きに係る期間等

①　入札説明書の交付期間　平成28年10月11日から平成29年１月23日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時00分から18時00分まで。(最終日は入札書受付締切予定時刻である12時00分。)

②　申請書及び資料等の提出期限　平成28年10月12日から平成28年11月10日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時30分から17時00分まで。

③　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間　平成28年12月９日から平成29年１月23日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時00分から17時00分まで。(最終日は入札書受付締切予定時刻である12時00分。)

④　入札書の締切日時　平成29年１月23日12時00分

⑤　開札の日時　平成29年１月26日10時00分

## 入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 28 年 10 月 11 日

支出負担行為担当官

九州防衛局長　川嶋　貴樹

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　40

○第５号

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　崎辺㉘隊庁舎等新設建築工事

⑶　工事場所　長崎県佐世保市

⑷　工事内容　本工事は、以下の工事を行うものである。

・隊庁舎（本部）新設（鉄筋コンクリート造３階建／延べ床面積約4,200㎡）

・隊庁舎（一般）新設（鉄筋コンクリート造３階建／延べ床面積約2,400㎡）

⑸　工期　平成30年２月28日まで。

⑹　使用する主要な資機材　コンクリート約5,000㎥、鉄筋約700ｔ、板ガラス約700㎡

⑺　本工事は、入札時に「企業による技術提案」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行対象工事である。

⑻　本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムにより行う工事である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。なお、紙入札方式の承諾に関しては九州防衛局総務部契約課に紙入札方式参加承諾願を提出するものとする。

⑼　本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

２　競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている単体有資格業者等（以下「単体」という。）又は、次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成28年10月11日付九州防衛局長）に示す手続きに従い、崎辺㉘隊庁舎等新設建築工事に係る特定建設工事共同企業体として資格審査結果通知を受けた者であること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　防衛省における平成27・28年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「建築一式工事」で級別の格付を受け、九州防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑵の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　防衛省競争参加資格の「建築一式工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が1,200点以上であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、1,000点以上であること。

⑸　単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、平成13年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の２階建て以上で、延べ面積2,500㎡以上／（１棟当り）の新設建築工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、平成13年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の平屋建て以上で、延べ面積1,200㎡以上／（１棟当り）の新設建築工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局、旧防衛施設支局（以下「旧防衛施設局等」という。）を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除くこと。また、実績が工事成績相互利用登録発注機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

⑹　工事全般の施工計画が適正であること。

⑺　次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できること。なお、技術者の配置（予定）は、平成29年３月からとする。

ア　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者である。

イ　単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、平成13年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の平屋建て以上で、延べ面積1,200㎡以上／（１棟当り）の新設建築工事を施工した経験（原則、着工から完成まで従事）を有する者である。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、平成13年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の平屋建て以上で、延べ面積600㎡以上／（１棟当り）の新設建築工事を施工した経験（原則、着工から完成まで従事）を有する者である。

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録発注機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

⑻　一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、九州防衛局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防経施第5989号。27. 4. 1）又は工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28. 3. 31。）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑽　入札に参加を希望する者との間に資本関係又は人的関係がないこと。